平成２３年（フ）第１号
宮城県石巻市門脇字青葉東93番地１　青葉東レジデンスＢ208号、前住所宮城県東松島市矢本字河戸19番地１
破産者　佐藤　祐太
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２２年（フ）第７１号
福島県相馬市黒木字迎畑222番地の５
破産者　岡田　純一
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７７号
福島県南相馬市原町区北長野字南原田227番地　北長野団地４号棟303号室
破産者　松本　　真
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２１６号
茨城県日立市末広町３丁目６番２号
破産者　山田　克彦
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第２２７号
群馬県邑楽郡邑楽町大字光善寺406番地１　グレンツェント・イル101号
破産者　佐々木博章
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４号
群馬県太田市岩瀬川町65番地３
破産者　水品　幸代
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第６４３号
さいたま市桜区田島４丁目15番15号　ＦＫパストラル504号室、破産開始決定時の住所埼玉県戸田市美女木東１丁目１番地の５　グリーンコーポ北戸田404号室
破産者　松本　一男
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９８号
埼玉県桶川市大字上日出谷981番地の６　氷川ｈｏｕｓｅⅠ番館102号
破産者　奈良　孝三
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
埼玉県朝霞市宮戸３丁目21番３号
破産者　穂積　正美
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３号
さいたま市緑区原山２丁目24番２号　304号
破産者　吉田　久子
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
さいたま市北区櫛引町２丁目558番地２　コーポ朝日201
破産者　甲斐　義和
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
埼玉県桶川市大字川田谷889番地の２
破産者　若狭　俊彦
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３２号
長野県飯田市龍江8993番地１、前住所長野県飯田市大瀬木1958番地７
破産者　宮崎　浩一
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第３２号
静岡県沼津市沼北町２丁目２番37号　斉藤マンション101、前住所静岡県沼津市北高島町12番26号
破産者　末永　純子
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第１５号
滋賀県近江八幡市船木町1441番地21
破産者　塚本　善久
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第９４号
京都市下京区松原通室町東入玉津島町288番地　侘助の館404、開始決定時の住所京都市左京区岩倉幡枝町247番地２　アライブキノⅡ202号室
破産者　藤原　健真
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第１２６２号
兵庫県芦屋市西蔵町10番18―301号
破産者　松下　欣樹
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９９１号
大阪府高槻市安岡寺町２丁目１番26号
破産者　三谷秀一こと　金　　秀一
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第５３９０号
神戸市東灘区魚崎北町７丁目３番17号
破産者　三村　　章
１　決定年月日　平成23年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部